令和８年（フ）第８８９号
神戸市垂水区青山台６丁目１番６―234号
債務者　寺田　光浩
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０号
熊本県八代市水島町2537番地５
債務者　米村　磨美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第１５４号
栃木県小山市犬塚２丁目14番地１　ロマニーカルベＡ棟202号
債務者　采井由香利
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第２５５１号
神奈川県大和市福田３丁目５番地２　スリージェ桜ケ丘Ｉ　103号
債務者　ゴ　ドウツク　タン（ＮＧＯ　ＤＵＣ　ＴＨＡＮＧ）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７００号
横浜市中区西竹之丸119番地26　カインドハウス山手202号室
債務者　島田　陽子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７０６号
横浜市中区寿町３丁目11番地７　ニュー青葉荘410
債務者　加藤　貴久
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１０７号
京都市南区吉祥院九条町39番地７　洛南ハイツ403、前住所京都市下京区西七条南衣田町68番地　柑泉堂ビル　６Ｂ
債務者　井上　和俊
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１９４号
京都市中京区壬生相合町25番地４　デイスターアベニュー　410号室
債務者　鈴木タクシーこと鈴木　　隆
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１７５号
島根県松江市上乃木九丁目15番26―201号　ソレイユ・ルヴァン上乃木
債務者　高橋　潤二
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２６号
山口県宇部市大字妻崎開作571番地５　パナハイツおりぐち　Ａ棟　104号
債務者　吉村　　愛
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１３８号
山口県宇部市西宇部北７丁目７番21―106号
債務者　大久保　恵
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１４４号
山口県宇部市末広町６番７―305号
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１４９号
山口県山陽小野田市大字山川2293番地１　ロジュマンＩ番館103号、前住所山口県山陽小野田市大字郡1593番地１　エタンヴィラージュＢ　101号
債務者　小野谷佳津代
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第４９１９号
大阪府東大阪市荒本北２丁目１番７―302号、前住所高知市一宮中町３丁目25番１号　Ｍ’ｓＢｅｅ406
債務者　濱田　幸広
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０６２号
大阪市都島区都島北通２丁目24―７　605、住民票上の住所大阪府泉大津市東豊中町１丁目11番12―201号
債務者　長尾　泰子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１１８号
大阪市西淀川区花川１丁目４番５号プレミールＨＡＮＡ　101号室
債務者　伊波　晃祐
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部